

条件付一般競争入札の実施について

粕屋町が発注する建設工事について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 6 の規定により公告します。

令和 3 年 10 月 1 日

福岡県糟屋郡粕屋町長 箱 田 彰

1. 入札対象工事

- (1) 工事名 庁舎自動火災報知機更新工事
- (2) 工事場所 糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目 1 番 1 号
- (3) 工事概要
 - ・機材 1 式
(複合火災受信機 1 台、表示機（壁掛型 50 回線） 1 台、P 型 1 級発信機（埋込型） 10 台、煙感知器 83 台、熱感知器 124 台 外)
 - ※機材詳細については別紙のとおり
 - ・取替・取付 1 式
 - ・雑材消耗品 1 式
 - ・試験調整 1 式
 - ・産業廃棄物運搬処理 1 式
 - ・足場組立 1 式
- (4) 工期 契約締結の翌日から令和 4 年 3 月 18 日

2. 入札者の条件

- (1) 入札公告日から落札決定日まで、次に掲げる条件を全て満たしていること。
 - ア 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれにも該当しないこと。
 - イ 令和 2・3 年度粕屋町競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
 - ウ 粕屋町建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（平成 13 年粕屋町要綱第 5 号）に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
 - エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続又は再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加者資格再審査申請を提出し、受理された者を除く。）でないこと。
 - オ 直近 1 年間の法人税、法人都道府県民税、法人住民税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。
- (2) 粕屋町競争入札参加資格者名簿において、次に掲げる条件を全て満たしていること。
 - ア 本店情報又は委任先情報に福岡県内の住所が登載されていること。

- イ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 3 条の建設業の許可のうち、当該工事に対応する一般建設業又は特定建設業の許可を受けていること。
- (3) 令和 2・3 年度粕屋町競争入札参加申請時に提出した経営事項審査総合評定通知書のうち、消防施設工事に係る法第 27 条の 29 の規定による総合評定値が 730 点以上の者であること。
- (4) 法第 26 条の規定に基づき、次の要件を満たす主任技術者を当該工事に配置できること。なお、現場代理人と主任技術者は兼務できるものとする。また、配置技術者は 3 人まで申請することができるものとし、原則として契約時に変更することはできない。
 - ア 消防設備士若しくは総務省令で定める資格を有する者、又は 10 年以上の実務経験を有する者
 - イ 当該工事の競争入札参加申請日以前に 3 か月以上の雇用関係を有する者

3. 入札参加資格確認申請及び添付書類

- (1) 本工事の入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、一般競争入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、申請書等は全て A 4 サイズとし、アからエまでの順に整えて提出すること。
 - ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書
 - イ 配置予定技術者調書
 - (ア) 予定技術者ごとに作成すること。
 - (イ) 免許、資格等の写しを添付すること。
 - (ウ) 技術者の雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。
 - ウ 施工実績の確認が取れるもの
 - (ア) 竣工が平成 23 年 4 月 1 日以降のものを 1 件以上記載すること。
 - (イ) 該当する工事（自動火災報知機更新に関する工事で契約金額（税込み）が 1 件あたり 8,500,000 円以上）の契約書及び内容がわかる書類の写しを添付すること。
 - エ 誓約書
- (2) 申請書等は、粕屋町ホームページの「入札・事業者>入札・契約>公募>一般競争入札」のページ（以下「ホームページ」という。）に掲載の該当工事の申請書及び添付書類をダウンロードすること。
- (3) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (4) 申請書等に虚偽の記載をした者は、入札に参加できない。

4. 申請書及び添付書類の提出方法

申請書及び添付書類は、次により郵送すること。

申請受付 令和 3 年 10 月 1 日（金）から令和 3 年 10 月 14 日（木）まで

郵送宛先 糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目 1 番 1 号

粕屋町総務部総務課 契約管財係担当 行

※封筒の表面に「庁舎自動火災報知機更新工事 申請書在中」と記載すること。

※受付期間内に到達すること。

5. 入札参加資格の確認結果

競争入札参加資格確認通知書は、令和3年10月19日までに申請者あてにFAX送信する。

6. 設計図書等の閲覧期間、場所及び方法

(1) 閲覧期間 令和3年10月1日（金）から令和3年10月27日（水）まで

(2) 閲覧場所 粕屋町ホームページ

(3) 設計図書などに関する質問

設計図書などに関する質問及び回答は、次のとおりとする。

ア 質問受付

令和3年10月1日（金）から令和3年10月14日（木）まで。ただし、最終日は、午後5時までに総務課へ到着した分までとする。

イ 送信先 粕屋町総務部総務課 契約管財係

FAX 092-938-3150

ウ 質問回答 令和3年10月18日（月）から令和3年10月20日（水）までに回答。

回答は、ホームページに掲載するものとする。

7. 開札の日時及び場所

(1) 開札日時 令和3年10月28日（木） 午前9時から

(2) 開札場所 糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号

粕屋町役場 2階 総務部 総務課

8. 入札方法

(1) 入札回数は、1回とする

(2) 提出書類

ア 入札書

イ 入札金額に対応した工事費内訳書（「工事費内訳書（総括）」を表紙とすること。）

(3) 提出方法

ア 「一般書留」「簡易書留」「レターパックプラス」のいずれかの方法で郵送すること。

イ 宛先 〒811-2392 糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号

粕屋町役場 総務部総務課 契約管財係 行

ウ 提出期限 令和3年10月27日（水）

(4) 入札書などの封入方法

ア 外封筒及び中封筒の二重封筒を用いること。

イ 中封筒には入札書のみを入れて封かんし、入札書に押印した印により2か所を封印すること。

ウ 中封筒の表面に、「工事名」、「入札者の商号又は名称」及び「入札書在中」の旨を記載すること（貼り付け用紙を切り取ってのり付けしても可）。

エ 外封筒には上記の中封筒、工事費内訳書を入れて封かんし、封筒の表面に「工事名」、「入札者の商号又は名称」及び「入札書・内訳書在中」の旨を記載すること（貼り付け用紙を切り取ってのり付けしても可）。

9. 入札事項など

- (1) 予定価格 9,805,400 円（消費税相当額 891,400 円含む）
- (2) 最低制限価格の設定
設定 有り
最低制限価格未満で入札を行った者を失格とする。
- (3) 調査基準価格の設定
設定 無し
- (4) 入札保証金
免除。ただし、町長が特に必要があると認めるとき又は契約を締結しないこととなるおそれがあると認めた者は、入札金の 100 分の 5 以上の額とする。
- (5) 契約保証金
粕屋町財務規則（平成 5 年粕屋町規則第 10 号。以下「規則」という。）第 123 条及び第 124 条のとおり。
- (6) 入札の無効
本公告に示した競争に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第 104 条各号のいずれかに該当する入札並びに入札心得に示した無効の要件に該当した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。
なお、競争参加資格を確認された者であっても、公告日から落札者の決定までの間において、2 の各号に掲げる資格を欠いた者又は福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けている者は、競争に参加する資格のない者に該当するものとする。
- (7) 前払金の適用
粕屋町公共工事の前金払取扱要領（平成 29 年粕屋町要領第 2 号）のとおり。
- (8) 入札書などが提出期限までに総務課に到達しなかった場合は、入札を辞退したものとみなす。
- (9) 普通郵便など指定した郵便以外の方法で提出された入札書などは、無効とする。
- (10) 入札書と工事費内訳書の積算金額が相違する入札は、無効とする。
- (11) 入札金額の訂正、記載事項の不明確なもの及び記名押印のないもの、その他入札に関し町の定める条件に違反した入札は、全て無効とする。
- (12) 入札者が 1 者のみの場合も有効とする。
- (13) 入札者のうち、予定価格内で最低価格の入札者を落札人と定める。最低価格入札者の入札が無効等、何らかの理由で契約締結まで至らない場合は、原則として最低価格以上の次順位者を落札者とする。なお、同価格入札があったときは、入札事務に従事しない職員がくじをひき落札人を定める。また、最低制限価格を設けた場合は、最低制限価格の範囲内で最低価格の入札者を落札人とする。
- (14) 現場説明会は行わない。しかし、現場視察をしたい場合は令和 3 年 10 月 11 日から令和 3 年 10 月 14 日までに職員立会いのもと現場視察を行うことができる。その場合、総務課契約管財係へ F A X（任意様式）して申し込むこと。ただし、本工事について質問等を行う場合は、質問書により別途行うこと。
- (15) 落札決定後において、契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約を結ばないことがある。

10. 問い合わせ先

〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号

粕屋町役場 総務部 総務課 担当：栗元

TEL：(092) 938-0162 / FAX：(092) 938-3150